

平成 27 年分の課税対象者は 8.0%(全国平均)に倍増！ 貴方の相続対策は本当に大丈夫ですか？

相続税法改正のポイント

～平成 27 年 1 月 1 日以後～

・基礎控除額の引き下げ
(一律 40%減)

・最高税率の引き上げ
(3 億円超 50% → 6 億円超 55%)

・税額控除額の引き上げ
(未成年者控除・障害者控除
6 万円/年 → 10 万円/年)

・小規模宅地等の特例の緩和
(特定居住用宅地等の限度面積
240 m² → 330 m² &
特定事業用等宅地等と合わせて
最大 730 m²まで 80%評価減)

・相続時精算課税の要件緩和
(贈与者年齢
65 歳以上 → 60 歳以上 &
受贈者に孫を追加) 等

その他、贈与税の各種非課税制
度も継続・拡充

平成 27 年からの税制改正で最も影響を受けるのは？

平成 27 年からの相続税法改正に対する関心が非常に高まり、新聞記事や雑誌の特集に取り上げられる機会が格段に増えたため、改正点に関する情報を入手することも容易になりました。

主な改正点は左記の通りですが、この中でも「**基礎控除額の引き下げ（一律 40%減）**」は、一般に最も影響が大きいと考えられることから特に強調されますが、ご自身の財産額（課税価格の合計額）が基礎控除額（3,000 万円 + 600 万円 × 法定相続人の数）を超えるか否かだけでご自身（の相続人）が相続税の課税対象になるか否か、あるいは相続税の申告が必要か否かを安易に判断するのは危険です。

実際には、以下の 3 つのケースのいずれかに該当することになります。

- ① 課税価格の合計額（小規模宅地等の特例適用前）が基礎控除額以下の方
⇒ **相続税の申告も納付も一切不要。**
- ② 課税価格の合計額（同上）が基礎控除額を超えるものの、小規模宅地等の特例や配偶者の税額軽減等を適用すると納付税額がゼロになる方
⇒ 納付税額はないものの、**相続税の申告は必要。**
- ③ 課税価格の合計額（同上）が基礎控除額を超え、各種特例を適用しても納付税額が生じる方（＝課税対象者）
⇒ **相続税の申告と税金の納付のいずれも必要。**

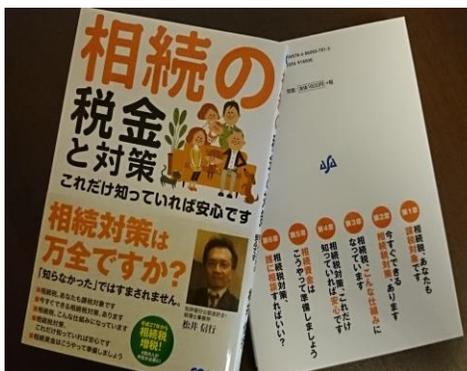
今回の改正で最も影響を受ける（該当者が増える）と思われるのは③よりむしろ②のケースで、阪神間において**居住用宅地（100 m²～）・家屋と預貯金・株式（1,500 万円～）**を保有していれば、納付税額の有無はさておき、まず相続税の申告は必要になると考えた方が良いでしょう。

課税価格には「みなし相続財産」や「生前贈与財産」はもちろんのこと、「名義預金・株式」も含まれます！

相続税額算出の基になる課税価格には、被相続人の預貯金や土地・株式といった本来の相続財産以外にも、生命保険金や退職手当金等の「**みなし相続財産**」や相続開始前 3 年以内の被相続人からの贈与財産が含まれます。また、**他人（例えば、配偶者や子供・孫）名義の預貯金や株式でも原資をご自身（被相続人）が拠出したものは相続財産に含まれます。**

決して“伝家の宝刀”ではない「配偶者の税額軽減」！

相続人が配偶者のみの場合を除いて、「配偶者の税額軽減」を適用することを優先的に考えて安易に配偶者の相続割合を多くすると、同特例が使えない**二次相続でお子様方が多額の相続税を負担しなければならなくなる**場合が多々あります。



この他にも、相続時精算課税の要件緩和や贈与税（一般・特例贈与）の税率軽減、各種非課税制度の継続・拡充など、次世代への財産承継の選択肢は広がっています。つまり、従前のような**“事後”対策**としての相続から、ご自身の相続関係や財産状況に応じて、**“事前（生前）”**に各種制度を**自らの意思で選択**し財産を承継する時代に変わりつつあります。

これからは“知っているか”“知らないか”の違いが将来のお子様方の税負担に大きな格差をもたらします。貴方もまずは一度確認・相談されてみませんか？

当事務所では、生前の相続対策相談から相続開始後の相続税申告、
更には相続に関連する各種手続をワンストップ＆マンツーマンでご提供します。

相続対策相談

～生前～

お客様の相続関係や財産状況をお聞きしながら将来の相続税額を試算し、生前贈与等の各種方策の中からお客様に合った対策をアドバイスします。
簡易なご相談であれば何回でも無料で対応（土日祝日も可、訪問相談にも対応） 致しますので、まずはお気軽にご相談下さい。

贈与税申告

～生前～

生前贈与を選択されたお客様に対して、必要となる贈与税申告（暦年課税・相続時精算課税・各種非課税特例）を代理で行います。

相続税申告・準確定申告（所得税・消費税）

～相続開始後～

相続・遺贈を受けたお客様（相続人・受遺者）の相続税申告を代理で行います。具体的には、遺言又は遺産分割協議に基づき、全ての相続財産・債務の評価を行い、その評価額による相続税申告書の作成・提出までを申告期限内（相続開始から10か月以内）に行います。

また、被相続人の相続開始年における所得税・消費税の準確定申告を申告期限内（相続開始から4か月以内）に代理で行います。

相続手続支援・代行

～相続開始後～

公正証書遺言や遺産分割協議書（財産目録）の作成、各種申請・届出書の作成、相続財産の名義変更など、相続に伴う各種手続をお客様のご要望に応じてご支援・代行致します。

お問い合わせ先：



松井 信行 公認会計士・税理士事務所

〒659-0071

兵庫県芦屋市前田町2-1-9

§ TEL/FAX 0797-22-0178

§ E-mail nmat@office.zaq.jp

§ HP <http://www.nmat-office.jp>



【営業時間】 9:00 ～ 17:00

（日曜祝日及び第2・第4水曜を除く）

【アクセス】 JR 神戸線 芦屋駅

阪急神戸線 芦屋川駅

阪神本線 芦屋駅

より、いずれも徒歩 8 分